

「北白石中学校生活のきまり」

1. はじめに

学校重点目標の実現に向け、生活の全ての場面において、自他共に尊重し合いながら、安心・安全な学校生活を送るために、以下の通り、生活のきまりを定めます。

【本校の学校重点目標】

気づき、考え、行動する生徒
すべての子どもが『自分が大切にされている』と実感できる学校

【生活のきまりを通して目指したい生徒像】

- *自分の思いだけでなく、他者や集団の思い、社会の価値観に気づくことができる生徒
- *社会生活を送るうえでふさわしい振る舞いや言動について考えることができる生徒
- *周囲を思いやった配慮や言動を自然ととることができる生徒

2. 北白石中学校の生活のきまり

I. 朝の日課について

生徒の登校時刻は「8：15～8：30」で「8：30に自席に着席していなければ遅刻」です。

「朝読書8：30～8：40」「朝の会8：40～8：50」「1校時8：55～9：45」です。

II. 服装について

1) 標準服について

普段の学校生活においては、原則、以下のA・Bどちらかのパターンに則り、標準服を着用する。

- 〈パターンA〉
 - ・白の長袖（半袖）のYシャツ、または指定のポロシャツを着用する。
 - ・指定のスラックス横のマークが上着裾から見えないようにズボンを着用する。
- 〈パターンB〉
 - ・白の長袖（半袖）のブラウス、または指定のポロシャツを着用する。
 - ・スカート横のマークが上着裾から見るように着用する。
 - ・スカートから膝が見えないように着用する。
- 〈パターンA・B共通〉
 - ・ブレザー着用時は、Yシャツ（ブラウス）の第1ボタンまで留め、必ずネクタイまたはリボンを着用し、ブレザーの第1ボタンを留める
 - ・ブレザーを着用しない場合、ネクタイやリボンの着用は自由とする。
 - ・ネクタイ、リボンを着用しない場合、Yシャツ（ブラウス）は第1ボタンのみ開けてもよいが、着こなしがだらしないにならないように留意する。
 - ・夏服、冬服の区別や移行期間は設けず、気温や体調に合わせ、Yシャツ（ブラウス）の上にブレザーを着用するかどうかは各自で判断する。
 - ・Yシャツ（ブラウス）着用時は、ベストを着用しても良い。
 - ・Yシャツ（ブラウス）着用時は、健康面からも下着として、シャツ類を着用する。
- 〈儀式的行事〉
 - ・儀式的行事の際など、指定があった際にはブレザーを必ず着用し、指定のネクタイ、リボンを着用する。（儀式的行事の際には基本的にポロシャツは認めない。）

2) ジャージについて

普段の学校生活において、体育の授業がある日やその他指示があった日については、学校指定ジャージを着用して登校し、体育後もジャージで生活をする。体育授業時は、指定Tシャツ。

- ・熱中症対策期間の体育授業の無い日は、ジャージの下に着用するTシャツは指定Tシャツ（または、黒・紺系統のワンポイントTシャツ）とする。

3) その他について

- ・学校の中では、ブレザーの着用の有無に関わらず、常に左胸に名札を見えるようにつける。
- ・登下校時の防寒着は標準服のブレザー（長袖ジャージ）の上に、防寒にふさわしいものを着用する。
- ・体調不良等、特別な事情により、上記以外の服装をする必要がある場合には、必ず教師へ申し出ること。
 - *朝から異装の場合→登校したら学級担任に自ら申し出るか、保護者からすぐで申し出る
 - *途中から異装の場合→必要になったタイミングで学級(教科)担任に自ら申し出る。

Ⅲ. 髪型・身だしなみについて

1) 髪型について

髪型については、誰の目から見ても以下の3つを満たすものとなるよう配慮する。

- ①清潔感があり、周りに対して不快感を与えないものであるとともに、学習活動に支障のないものであること。
 - ②周りに対して威圧的であったり、近寄り難いと思われるものであったりしないこと。
 - ③中学校生活において不必要な加工が施されていたり、極端に華美であったりしないこと。
- ・染色、脱色、パーマ、整髪料、化粧等による不必要な変形は行わない。
 - ・長い髪は安全面や衛生面を考え、必要に応じてヘアピンやヘアゴムを用いて縛ること。(シュシュやリボン等は用いない。色は、黒・紺・茶。大きすぎないもので、数をつけすぎない)

2) 身だしなみについて

言葉づかいも含め、相手を尊重した振る舞いを心がけるようにする。

- ・ネックレスやピアス、カラーコンタクトやアイプチ、色付きリップ、香水など、不必要なものは使用しない。
- ・靴下については特に指定はないが、儀式的行事の日や指示があった場合については、黒や紺系統のソックス、タイツ、ストッキングが望ましい。
- ・ルーズソックスは着用しない。
- ・スラックス着用時は、必要に応じてベルトを使用しても良い。(派手なものにならないように留意する)
- ・スカート着用時は、ベルトを着用することは認めない。(アジャスターで調整できるため)
- ・ジャージのハーフパンツを、腰の部分を折り曲げて着用しない。
- ・ミサンガや磁気ネックレスなどの着用は、部活動時も含めて認めない。
- ・制汗スプレーや汗拭きシートなどについては無香料のもののみ可とする。(使用場所は、更衣室、トイレ)

※【参考】札幌市教育委員会「化学物質過敏症の予防と香りのエチケット」より

- ・化学物質過敏症とは、一般的に大量の化学物質や薬品にさらされたり、微量であっても繰り返しあるいは長時間さらされたりして、ある時点から非常に微量の化学物質や薬品に過敏に反応して起こる健康障害とされています。
- ・化学物質過敏症の原因となる可能性があるものの例としては、以下のようなものがあります。原因物質は人によって違います。
柔軟剤、洗濯洗剤、香水、化粧品、シャンプー、制汗剤、たばこ、芳香剤、防虫剤、香り付き文房具、絵具、消毒剤、石鹸、ワックス、塗料、教科書や印刷物のインク、マーカー、接着剤、のり、墨汁、電子機器の可塑剤、難燃剤
- ・一般に「良い香り」とされているものも、香りが強いと人によっては辛い臭いになることがあります。ですから、「香りのエチケット」を皆さんそれぞれが守っていきましょう。

Ⅳ. 持ち物について

基本的には、学校生活に必要なもののみを持参し、不必要なものは破損や盗難などを考慮し、持参しないようにする。また、行事の際や特別な指示があった場合については、その指示に従う。

【持参して良い物の一例】

- ・水筒、ペットボトル…水分補給のため。中身は水、お茶、スポーツドリンクのみ。(1年中可)
ペットボトルには必ず記名し、ゴミは家で捨てること。
- ・手鏡、櫛…トイレの混雑緩和のため、休み時間に限り、教室で使用しても良い。授業中には使用しない。
- ・カイロや保冷剤…季節や気温に応じて、持参しても良い。ゴミは家で捨てること。
- ・腕時計…高価でない余計な機能のないシンプルな時計。(アラームを鳴らさない)
(スマートウォッチ、計算機能付き、メモリ機能付き、辞書機能、翻訳機能のある時計は不可)

【持参してはいけない物の一例】

- ・スマホ(電子機器)、財布(現金)、お菓子、化粧品などの不要物。

V. 校外における生活について

北白石中学校の生徒としての自覚をもち、周囲に対して十分に配慮して行動すること。

- ・SNSなどの利用により、様々なトラブルが起きています。ネットやSNSの特性を正しく理解し、不適切な書き込みや画像・動画の無断転載、他人の個人情報のアップなどは絶対にしない。

※使用時間や使用場所、使用の用途など、保護者の方とスマホを使用する際のルール(約束事)を改めて確認し、遵守すること。

- ・外出する際には、「行き先」「一緒に行く人」「道順」「帰宅予定時間」などを家族の方に知らせ、午後7時までには帰宅すること。
- ・映画館やプール、スキー場など、公共の施設を利用する際には身分証明書を持参すること。
- ・飲食店やゲームセンター、カラオケボックスなどへの出入りは保護者、またはそれに準ずる方と一緒にいくこと。
- ・友人宅を訪問する際には、礼儀作法に気を付け、帰宅時間を守ること。
※保護者の方が不在の場合には、出入りしないようにする。また、友人宅での「お泊り会」はしない。
- ・子どものみでの外泊は禁止する。
- ・公園など公共の場を利用する際には、マナーを守ること。危険な遊びをしたり、幼児や小学生、一般の利用者に迷惑をかけたりする行為は絶対にしない。
- ・用事や必要もないのにショッピングセンター等に出入りをして、事故を起こしたり、巻き込まれたりすることのないように気を付けること。
- ・外出時には多額の金銭、高価なものを持ち歩かないように気を付けること。
- ・友人同士での金銭の貸借、物品の売買はトラブルの原因になるため、絶対にしない。

3. 定期的な校則（きまり）の見直しについて

校則は「児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるもの」であることから、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえ、生徒や保護者の意見に積極的に耳を傾けながら、定期的に見直しを行っていくように努める。校則を見直す際には、普段から校則を遵守する意識が学校全体にあることを前提とし、上記校則の意義をふまえ、その見直しが生徒個人や学校全体をより良くしていくために本当に必要なものであるのかという妥当性について、生徒、保護者、教職員等複数の視点からよく検討する。

【考えられる見直しのタイミングの例】

- ＊職員会議や年度末等に、教職員間で再確認や見直しが必要と思われる校則について確認する。
- ＊生徒総会や生徒会学級議案審議学活の中で、校則について生徒間で意見交流をする。
- ＊期末懇談会や学級・学年PTA等の場、学校評価アンケート等を活用し、保護者から意見を聞く。

【校則を見直す際の流れ】

- ① 見直しの必要性について声が上がった際には、生徒指導委員会を中心に「校則検討委員会」を立ち上げ、見直しの必要性や妥当性について、十分に調査や議論を尽くす。
※校則検討委員会については、必要に応じて、「生徒代表」や「保護者代表」の参加も検討する。
- ② 校則検討委員会を中心に見直を図った内容について、生徒、保護者、教職員のそれぞれに意見を求める。
- ③ 見直した校則について、全体へ周知する。